

## 6 女性に対する暴力の根絶

### (1) 女性に対する暴力の根絶に向けての基盤づくり

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>ア 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成</b>			
女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業) 暴力を許さない社会の意識づくりを図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、各種啓発事業を実施する。	—	府内の「ボディショップ」15店舗で、カード型リーフレット3,000枚を配布	男女共同参画・NPO課
ドーンセンター啓発学習事業 再掲【2-(1)-ア】→P88参照	(10,220)	再掲【2-(1)-ア】 →P88参照	男女共同参画・NPO課
<b>イ 幅広い関係機関や関係者等による連携体制の整備</b>			
女性に対する暴力対策事業(大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営) 関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施することを目的に平成12年9月に設置。府関係相談機関等の連携強化を図っていく。	580	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 梅田スカイビル空中庭園展望台にパープルリボンオブジェ設置</li> <li>○ 通天閣をパープルにライトアップ</li> <li>○ 映画「レオニー」とタイアップしたポスターの配布</li> <li>○ ザ・ボディショップ大阪府内各店舗【17ヶ所】で内閣府DV相談ナビカード配布</li> <li>○ ホームページに府内市町村の取り組みを掲載</li> <li>○ ドーンセンターでパネル展示、関連図書展示、ビデオ上映</li> </ul>	男女共同参画・NPO課
大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 再掲【6-(2)-ア】→P124参照	(—)	再掲【6-(2)-ア】 →P124参照	男女共同参画・NPO課
大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営 再掲【6-(2)-ア】→P124参照	(10)	再掲【6-(2)-ア】 →P124参照	男女共同参画・NPO課
女性に対する暴力対策事業(人材養成講座) DV被害者の支援に従事する人に女性に対する暴力に関する基礎的知識や被害者救済のための支援施策等を知ってもらうため「女性に対する暴力人材養成講座」を開催する。	—	○女性に対する暴力人材養成支援講座8講座 受講者数 のべ182名	男女共同参画・NPO課
ドーンセンター相談カウンセリング事業 再掲【2-(1)-ア】→P88参照	(22,320)	再掲【2-(1)-ア】 →P88参照	男女共同参画・NPO課
配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 配偶者からの暴力に悩む女性のために大阪府女性相談センター、府内6か所の子ども家庭センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、それぞれの施設の機能を活かした府民に身近な専門相談を行う。 ○大阪府女性相談センター 電話、面接相談:月～金9:30～17:45 (土・日・祝・年末年始休み) 一時保護相談は年中24時間 ○各子ども家庭センター (中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田) 電話、面接相談:月～金 9:00～17:45 (土・日・祝・年末年始休み)	—	○相談件数 4,392件 (うち男性38件) ※内閣府報告件数	子ども室家庭支援課

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
女性相談センターにおける相談事業 再掲【6-(2)-エ】→P127参照	(一)	再掲【6-(2)-エ】 →P127参照	子ども室家 庭支援課
<b>ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</b>			
大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類の指定 書籍、雑誌、ビデオなどのうち、青少年の性的感情を著しく刺激するなど、青少年の健全な成長を阻害すると考えられるものを大阪府青少年健全育成審議会に諮り、指定する。	—	○指定回数 1回 ○指定件数 11件	青少年・地域 安全室 青少年課
青少年に有害な図書類の販売等状況調査 青少年の健全育成に大きな影響を与える各種施設の営業状況等を明らかにし、今後の社会環境整備を進める上での基礎資料として活用することを目的として実施する。	1,739	調査対象店舗 4,244 店舗 ・図書類販売業者 3,662 店舗 ・夜間立入制限施設 582 店舗	青少年・地域 安全室 青少年課
列車内チカン追放キャンペーンの推進 府内14の鉄道事業者で構成される大阪府鉄道警察連絡協議会を中心として、啓発用ポスターの掲示や車内アナウンスによる広報を実施するほか、移動分駐所の開設等により、効果的なチカン追放キャンペーンを推進する。	—	駅頭ミニキャンペーン 19か所21回	警察本部 地域部 鉄道警察隊

## (2)女性に対するあらゆる形態の暴力への対策の推進

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>ア 配偶者等からの暴力への対策の推進</b>			
「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)」の推進 平成21年5月に改定した「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づく諸施策を推進する。	—	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づく諸施策の推進	男女共同参 画・NPO課
一時保護事業の実施 夫の暴力などで保護を必要とする女性のために女性相談センター等において一時保護事業を行う。	—	一時保護件数612件 (うち、配偶者暴力防止法第3条に基づく一時保護件数495件)	子ども室家 庭支援課
配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 配偶者暴力防止法第3条に基づく被害者の一時保護を府内の母子生活支援施設等に委託して実施する。(原則2週間)	66,238	配偶者からの暴力被害者一時保護(495件)のうち委託件数363件	子ども室家 庭支援課
一時保護所(女性相談センター)への心理療法担当職員の配置 精神的に非常に不安定な状況にあるDV被害者の心のケアを行うため、非常勤の心理療法担当職員を配置する。	1,621	同左	子ども室家 庭支援課
DV被害者自立支援(ステップ・ハウス)事業 配偶者からの暴力被害者向け一時使用のための府営住宅の住戸の提供(平成17年度実施)を受けて、生活用品の貸与を行い、被害者の円滑な自立をバックアップする。	—	○利用実績 1件	子ども室家 庭支援課
女性のカウンセラーを活用した心のケア体制の整備 配偶者からの暴力等による被害女性を支援するため、被害者を支援・保護しているNPO団体等へ女性カウンセラーを派遣する等、心のケアによる自立支援体制を整備する。	1,694	5施設 計96回派遣	男女共同参 画・NPO課

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>配偶者暴力相談支援センター設置事業</b> 女性相談センター等、府内7か所の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者の保護等を図る。 また、ドーンセンターにおける警備体制の強化を図る。	—	○相談件数 4,392件 (うち男性38件) ※内閣府報告件数	子ども室家庭支援課
<b>府立女性自立支援センター運営事業</b> 大阪府立女性自立支援センター(大阪府立あゆみ寮、大阪府立よしみ寮、大阪府立のぞみ寮)を従来の婦人保護施設の機能に加え、妊産婦や乳幼児を連れた女性を対象とするなど、新たなニーズに対応できる施設として、その適正な運営を図るとともに、施設退所者のアフターケア事業を実施する。	254,346	新規入所者238名 (要保護女子等) うち、同伴児等199名	子ども室家庭支援課
<b>大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営</b> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の規定に関し、大阪府及び府内市町村の関係する機関が相互に連携し、意見交換、情報提供などを円滑に行い、総合的な施策を着実に推進する。	—		男女共同参画・NPO課
<b>大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営</b> 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。	10	同左	男女共同参画・NPO課
<b>女性に対する暴力対策事業(人材養成講座)</b> 再掲【6-(1)-イ】→P122参照	(—)	再掲【6-(1)-イ】 →P122参照	男女共同参画・NPO課
<b>一時保護等都道府県域を超えた広域的対応のための連携</b> 全国知事会でとりまとめられた申し合わせにより被害者の保護に努める。	—	同左	男女共同参画・NPO課
<b>女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業)</b> 再掲【6-(1)-ア】→P122参照	(—)	再掲【6-(1)-ア】 →P122参照	男女共同参画・NPO課
<b>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用</b> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者の意志を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る。	698	被害者からのDV相談や保護命令発令事案に対し、適切に対応した。 ○平成22年中の相談件数： 4,026件 (うち男性160件)	警察本部 生活安全部 府民安全対策課
<b>イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b>			
<b>労働相談の実施</b> 再掲【3-(1)-ア】→P90参照	(—)	再掲【3-(1)-ア】 →P90参照	雇用推進室 労政課
<b>個別労使紛争解決支援制度の実施</b> 再掲【3-(1)-ア】→P90参照	(—)	再掲【3-(1)-ア】 →P90参照	雇用推進室 労政課
<b>職場のハラスメント防止を考えるウィークの実施</b> 再掲【3-(1)-ア】→P90参照	(—)	再掲【3-(1)-ア】 →P90参照	雇用推進室 労政課
<b>企業向けのセクシュアルハラスメント防止の啓発</b> 再掲【3-(1)-エ】→P91参照	(—)	再掲【3-(1)-エ】 →P91参照	雇用推進室 労政課
<b>職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応</b> 再掲【3-(1)-エ】→P92参照	(—)	再掲【3-(1)-エ】 →P92参照	人事室 企画厚生課 人事室人事課 教職員室教職員人事課

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b> 再掲【3-(1)-エ】→P92参照	(—)	再掲【3-(1)-エ】 →P92参照	警察本部 警務部 厚生課 警察本部 警務部 警務課
<b>すこやか教育相談</b> 再掲【4-(1)-ア】→P95参照	(16,274)	再掲【4-(1)-ア】 →P95参照	教育センター
<b>「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の徹底</b> ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(H20.3)の趣旨の徹底を行うと共に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」の活用と「被害者救済システム」の周知を学校・市町村に指示し、未然防止・早期対応に努める。児童・生徒及び保護者への啓発をする。 ○「セクシュアル・ハラスメント防止のために～障害のある児童生徒の指導や介助方法における留意点～」に基づき教職員の理解・研修を深める。	—	○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」及び同QA集の活用と「被害者救済システム」の周知の指示、児童・生徒及び保護者への啓発を行った。 ○「セクシュアル・ハラスメント防止のために～障害のある児童生徒の指導や介助方法における留意点～」に基づき教職員の理解を深めるよう努めた。	教育振興室 高等学校課  教育振興室 支援教育課  市町村教育 室児童生徒 支援課
<b>地域等の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組</b> 啓発冊子等を活用して、防止に向けた周知啓発を図る。	—	同左	男女共同参 画・NPO課 等関係部局
<b>ウ 性犯罪への対策の推進</b>			
<b>女性警乗隊(愛称「A・PAL(エーパル)」)の運用</b> 列車内等における痴漢等の女性を狙った犯罪に的確に対応するため、女性警乗隊の効果的な運用を図る。	—	<b>女性警乗隊(愛称「A・PAL(エーパル)」)の運用</b> 同左	警察本部 地域部 鉄道警察隊
<b>インターネット上の少年への有害情報対策の推進</b> 少年に有害に起因する犯罪から少年を保護するためのインターネット異性紹介事業者等の遵守事項を確認を目的とした、サイバーパトロールを実施し、事業者等に対する指導取締りを強化する。	111	インターネット異性紹介事業者等の遵守事項を確認するためのサイバーパトロール及び事業者等に対する指導・警告を実施した。	警察本部 生活安全部 少年課
<b>性犯罪被害者診療における協力体制の構築</b> 府下の産婦人科医に対し、「医師用性犯罪被害者対応マニュアル」を配付し、性犯罪捜査及び被害者支援に対する協力体制を構築する。	—	同左	警察本部 刑事部 捜査第一課  警察本部 総務部 府民応接センター
<b>性犯罪被害者支援における協力体制強化の推進</b> 性被害体験を語る性犯罪被害者等を講師に招いて、支援団体・警察・司法関係者・医師等による勉強会等を実施し、性犯罪の潜在化及び二次被害の防止に向けて、各関係団体の連携を図り、協力体制を強化する。	—	同左	警察本部 刑事部 捜査第一課
<b>性犯罪被害防止のための広報啓発活動の推進</b> 性犯罪被害を防止し被害の潜在化を防ぐため、中学・高校の女子生徒を対象として、教育委員会を通じて府下の全中学・高校に被害防止対策や被害相談窓口等に関する広報データを提供し、自主防犯意識の高揚を図る。	—	性犯罪被害を防止し被害の潜在化を防ぐため、教育委員会を通じて府下の全中学・高校に被害防止対策や被害相談窓口等に関する広報データを提供し、自主防犯意識の高揚を図った。	府警本部 刑事部 捜査第一課  警察本部 生活安全部 府民安全対策課



事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>性犯罪被害者に係る初診料等の支出</b> 性犯罪被害者の経済的負担を軽減し、事件の潜在化防止及び捜査への理解と協力を得る。	4,512	○支出件数:267件	警察本部 総務部 府民広接センター
<b>ウーマンラインによる被害相談事業</b> 被害申告に伴う精神的負担を緩和・軽減するため、性犯罪被害の相談電話に女性警察官が対応し、内容によっては面接相談も実施する。 相談時間 9:00～17:00 (土・日・祝日及び上記時間帯以外は留守番電話で対応)	—	○平成22年中の 相談件数:354件	警察本部 刑事部 捜査第一課
<b>交番における女性相談事業</b> 女性の性犯罪等の被害に対する不安感を軽減・解消するため、女性警察官を配置している交番において、電話・来訪による女性からの相談に女性警察官が対応する。(日時・場所は、最寄りの警察署に問い合わせ)	—	○平成22年中の 相談件数:753件	警察本部 地域部 地域総務課
<b>ちかん等被害者相談所による相談事業</b> 列車内における痴漢等の被害相談に、女性警察官が対応するとともに、「ちかん相談FAX」を設置し、24時間相談を受理する。	89	○平成22年中の 相談件数:350件	警察本部 地域部 鉄道警察隊
<b>被害者カウンセリング制度の実施</b> カウンセリング専門機関と連携して、性犯罪被害者の精神的被害の軽減を図るため、専門カウンセラーの派遣や、専門機関におけるカウンセリングを実施する。	500	○カウンセリングを受けた 延べ人数:51人	警察本部 総務部 府民広接センター
<b>指定女性捜査員制度の運用</b> 性犯罪被害者の被害申告に伴う精神的負担を軽減するため、本部及び警察署の女性警察官を予め指定して被害者からの事情聴取等の任務に当たらせる指定女性捜査員を運用する。	—	同左	警察本部 刑事部 刑事総務課  警察本部 刑事部 捜査第一課
<b>大阪府迷惑防止条例の適切な運用</b> 第6条違反(卑わいな行為の禁止)を適切に運用し、卑わいな言動への厳正な対処を図る。	—	○平成22年中の検挙状況 578件 499人	警察本部 生活安全部 府民安全対策課
<b>被害少年対策の推進</b> 犯罪等の被害にあった少年の精神的なダメージを軽減するため、被害少年サポーターと連携した支援活動を推進する。 (※平成22年度で「被害少年サポーター事業」の部分のみ終了)	1,692	○被害少年サポーターによる被害少年に対する支援活動についての働きかけを実施した。	警察本部 生活安全部 少年課
<b>エ 買春・人身取引への対策の推進</b>			
<b>性非行・性被害防止のための広報啓発活動の推進</b> 犯罪防止教室、犯罪被害防止教室を通じて、児童買春・売春防止に関する意識啓発のための情報発信活動を行う。	—	○平成22年中の犯罪防止教室等の開催 小学校 899校 144,975人 中学校 350校 136,677人 高校 120校 50,802人 その他の学校 42校 7,902人	警察本部 生活安全部 少年課
<b>児童買春・児童ポルノ事案取締りの強化推進</b> 児童買春・児童ポルノ事案の取締りを強化し、被害者となった児童に対する継続的な支援のため、被害少年サポーターの積極的な運用を推進する。	—	○平成22年中の児童買春・児童ポルノ法違反の検挙人員:124人 ○平成22年中に保護した被害児童:70人	警察本部 生活安全部 少年課

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>風紀風俗事犯等取締りの強化推進</b> 売春事犯や違法ファッションヘルス店等の取締りを強化する。	—	平成22年中の ○売春事犯の検挙 48件53人 ○違法ファッションヘルス店の 検挙 51店舗200人 ○スカウト事犯(勧誘行為) 取締り 5件 5人	警察本部 生活安全部 保安課
<b>女性相談センターにおける相談事業</b> 様々な悩みを持つ女性のために相談事業を実施する。 大阪府女性相談センター 電話、面接相談:9:00～20:00(祝・年末年始休 み) 緊急一時保護は年中24時間	—	総相談件数:8,323件 電話:7,393件 来所:930件	子ども室家 庭支援課
<b>オ ストーカー行為等への対策の推進</b>			
<b>ストーカー規制法の適切な運用</b> ストーカー規制法を適切に運用し、ストーカー行為等への厳正な対処を図る。	500	事案に応じて、ストーカー規制法に基づく、警告を実施した。 ○平成22年中の相談件数: 1,488件(うち男性144件) ○平成22年中の警告:109件 (うち女性14件)	警察本部 生活安全部 府民安全対策課
<b>ストーカー110番相談事業</b> ストーカーに関する相談の専用電話を設置し、女性警察官等が相談に応じる。(24時間対応)	—	ストーカー相談に対し、相談者の希望に即した適切な措置を講じた。	警察本部 生活安全部 府民安全対策課
<b>大阪府迷惑防止条例の適切な運用</b> 大阪府迷惑防止条例を適切に運用し、反復したつきまとい等への厳正な対処を図る。	—	反復したつきまとい等の相談に対し、相談者の意思に即した適切な措置を講じた。 ○平成22年中の相談件数: 167件(うち男性30件)	警察本部 生活安全部 府民安全対策課
<b>女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業)</b> 再掲【6-(1)-ア】→P122参照	(—)	再掲【6-(1)-ア】 →P122参照	男女共同参 画・NPO課